

## 【新旧対照表】

【参考】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>財 関 第 <u>1600</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>27</u> 日</p>	<p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>財 関 第 <u>308</u> 号 平成 <u>26</u> 年 <u>3</u> 月 <u>28</u> 日</p>
<p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成 <u>29</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日からは、これにより実施されたい。</p> <p><u>なお、この通達の実施に伴い、「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 3 月 28 日財閥第 308 号) は廃止する。</u></p>	<p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成 <u>26</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日からは、これにより実施されたい。</p>
<p>別 添</p> <p>基 発 <u>1220</u> 第 <u>6</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>20</u> 日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長</p> <p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について</p> <p>労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 55 条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。) 第 16 条第 1 項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。</p> <p>今般、<u>関税定率法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 16 号)が公布され、平成 29 年 1 月 1 日に関税定率法の別表の改正が施行されることとなりました。</u></p> <p><u>つきましては、改正法が施行される平成 29 年 1 月 1 日から、法第 55 条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。</u></p> <p><u>なお、本通達の実施を以て、平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 2 号「労働安</u></p>	<p>別 添</p> <p>基 発 <u>0326</u> 第 <u>2</u> 号 平成 <u>26</u> 年 <u>3</u> 月 <u>26</u> 日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長</p> <p>労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について</p> <p>労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 55 条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。) 第 16 条第 1 項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。</p> <p>今般、<u>輸入貿易管理令(昭和 24 年政令第 414 号)第 3 条第 1 項に基づく「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件」(平成 26 年 3 月 17 日経済産業省告示第 51 号。以下「改正告示」という。)が公示され、平成 26 年 4 月 1 日から適用されることとなり、法第 55 条ただし書きに定める試験研究のための有害物等の輸入手続きにおいて輸入貿易管理令第 4 条に基づく経済産業大臣に</u></p>

## 【新旧対照表】

【参考】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について」は廃止します。</u>	<u>よる輸入の承認が不要となりました。</u>
記	記
<b>1 確認の対象となる有害物等</b> 法第 55 条及び令第 16 条第 1 項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害物等であって税関に確認を依頼する有害物等は、以下のとおりである。	<u>つきましては、改正告示が適用される平成 26 年 4 月 1 日より、法第 55 条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。</u>
関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号	有害物等
第 36.05 項	黄りんマッチ
第 2921.59 号	ベンジジン及びその塩
第 2921.49 号	四ーアミノジフェニル及びその塩
第 25.24 項	石綿
第 2904.20 号	四ーニトロジフェニル及びその塩
第 2909.19 号	ビス(クロロメチル)エーテル
第 2921.45 号	ベーターナフチルアミン及びその塩
第 3506.91 号、第 4005.20 号、第 4016.99 号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釀剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
第 38.22 項、第 <u>3824.99</u> 号	ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量
関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号	有害物等
第 36.05 項	黄りんマッチ
第 2921.59 号	ベンジジン及びその塩
第 2921.49 号	四ーアミノジフェニル及びその塩
第 25.24 項	石綿
第 2904.20 号	四ーニトロジフェニル及びその塩
第 2909.19 号	ビス(クロロメチル)エーテル
第 2921.45 号	ベーターナフチルアミン及びその塩
第 3506.91 号、第 4005.20 号、第 4016.99 号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釀剤を含む。)の五パーセントを超えるもの
第 38.22 項、第 <u>3824.90</u> 号	ベンジジン及びその塩、四ーアミノジフェニル及びその塩、四ーニトロジフェニル及びその塩、ビス(クロロメチル)エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量

【新旧対照表】

【参考】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
	の一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの		の一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
—	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの	—	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
2 (省略)		2 (同左)	
3 (省略)		3 (同左)	